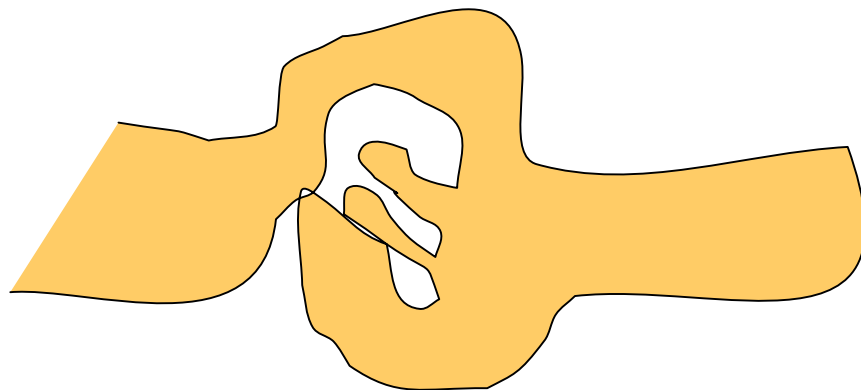


朝来市 地域協働の指針



平成20年（2008年）3月

第2次分権型社会システム検討懇話会

朝 来 市

朝来市 地域協働の指針

目次

1. 朝来市のまちづくりの方向と地域協働	1
(1) 朝来市のまちづくりの方向	1
(2) 「地域協働・地域自治システム」とは	1
(3) 地域協働の指針とは	2
(4) 朝来市をとりまく状況	3
1) 朝来市の現状	3
2) 世の中の動き（時代背景）	4
① 地方分権の進展（自立／自律した自治体へ）	4
② 市民自治、地域自治への動き（コミュニティの重要性）	5
③ 市民力・地域力の高まり、市民活動（NPO等）の活性化	5
④ 情報化の進展による地域の活性化	5
2. 市民と行政の新しい関係（地域協働）	6
(1) 地域協働の必要性	6
(2) 地域協働とは	6
(3) 地域協働の効果	8
(4) 地域協働の主体と行政の関係	9
3. 地域協働を進めるために	10
(1) 地域自治協議会の役割	10
(2) 地域協働の基盤としての地域自治協議会	10
4. 地域協働の原則（ルール）、仕組み	12
(1) 地域協働の原則（ルール）	12
(2) 地域協働のかたち	15
1) 地域協働の領域（協働にふさわしい領域、分野）	15
2) 地域協働のかたち（手法）	17
3) 地域協働のパターン（協働事業の類型）	18
(3) 地域協働の取り組み方、進め方（地域協働のステップ）	19
1) 地域協働のステップ	19
① 何を協働で取り組んだらいいのか？（目的・目標の共有）	19
② 協働事業の内容を決める（役割分担、情報の共有）	19
③ 協働事業の実施（公開・透明性）	19
④ 協働事業の評価（次のステップへの反映）	20
2) 協働事業のコツ	20
(4) 地域協働を支えるために	22
1) 行政の協働支援策	22
① 自治基本条例による位置付け	22
② 地域自治包括交付金制度の創設	22
③ 地域支援職員制度、協働研修など	23

④ 地区別懇談会・市長ふれあいトークの実施、出前講座の開設	23
⑤ 女性や若者が参画しやすい環境づくり	23
⑥ 支所等公共施設の有効活用	24
⑦ 行政施策の協働事業の仕分け	24
⑧ 情報共有、参画機会の拡充	24
2) 市民のパワーアップ方策	24
① 協働研修と経験の交流	24
② 地域座談会への参加	25
③ 協働事業の推進	25
④ 女性や若者が活躍できる機会づくり	25
5. さまざまな協働事業	26
(1) 朝来市内で実施されているさまざまな協働事業	26
① 生野イルミネーションロード	26
② 「大町公園」の管理・運営（藤まつりの実施等）	26
③ 「生野まちづくり工房井筒屋」の整備、運営	27
④ あさくるショップ	27
⑤ ワイワイ・ドリーム・ネットワーク	28
⑥ 資源回収	28
⑦ 花いっぱいのもちづくり（朝来市アドプト制度）	29
⑧ 地域づくり支援事業	29
⑨ 与布土地域自治協議会の設立と運営	30
⑩ 東河地区協議会	31
(2) 他地域で実施されている先進的な協働事業	32
① 公民館等の指定管理者制度適用により住民組織が管理・運営を代行	32
② 地域が運営するコミュニティ・バス	32
③ 芸術振興施設を民間が指定管理者制度により管理運営	33
④ 地域自治組織による宿泊研修施設の運営、商業施設の経営等	34

【付録】

1 統計データ	i
2 第2次分権型システム検討懇話会等設置要綱および懇話会メンバー	iii
3 第2次分権型社会システム検討懇話会及び検討プロジェクトの日程	vi

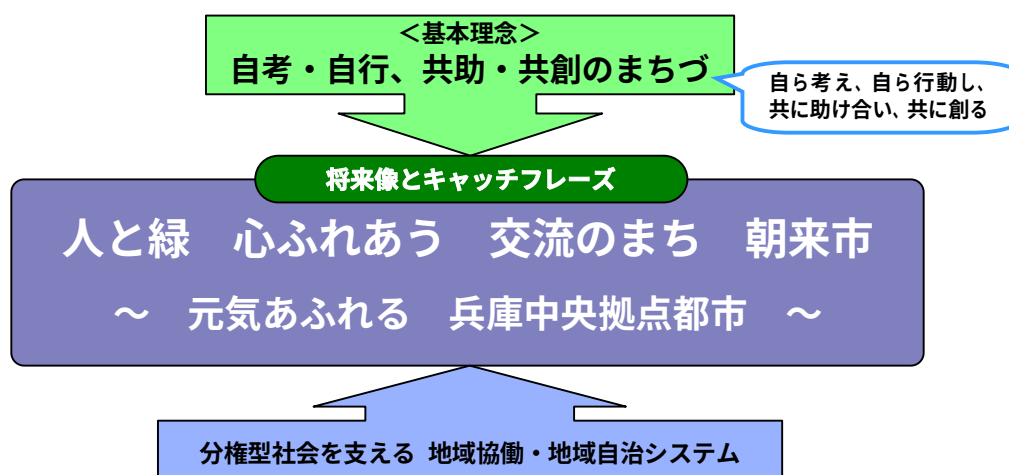
朝来市 地域協働の指針

1. 朝来市のまちづくりの方向と地域協働

(1) 朝来市のまちづくりの方向

朝来市のまちづくりの方向は、平成19年に策定された『第1次朝来市総合計画』に示されているとおり「**自考・自行、共助・共創のまちづくり**」を基本理念に、市民と行政がそれぞれの役割と機能を分担する『**地域協働・地域自治のシステム**』をつくり、市民が主体となった新しい時代に相応しいまちづくりに取り組んで行くことを基本としています（図1-1）。

図1-1 朝来市のまちづくりの基本理念と都市像



朝来市第1次総合計画書所載の図を加工

(2) 「地域協働・地域自治システム」とは

総合計画に示された「**地域協働・地域自治システム**」とは、朝来市の各地域のまちづくりを、市民や自治会をはじめとする市民団体、地域団体、民間事業者等と行政がそれぞれ自主的に、責任を分担し合い、連携・協力して取り組んでいこうという方法です。主体となる地域住民が、地域に必要なことや地域課題の解決に向けて、地域で考え、行動することを基本とし、より広い範囲で取り組んだ方が良いことは、小学校区や全市で対処していきます。（図1-2）

多くの公共サービスは市民と行政が連携して行う方が市民ニーズを反映したよりよいサービスを提供できます。市民一人ひとりが、できることから進んで取り組んでいくことで、周囲の人の共感を呼び、協力してくれる人も次第に増えていきます。地域協働にあたっては、地域自治協議会をはじめとする市民と行政が共に智慧を出し合い、汗をかきながら進めていくことが求められます。

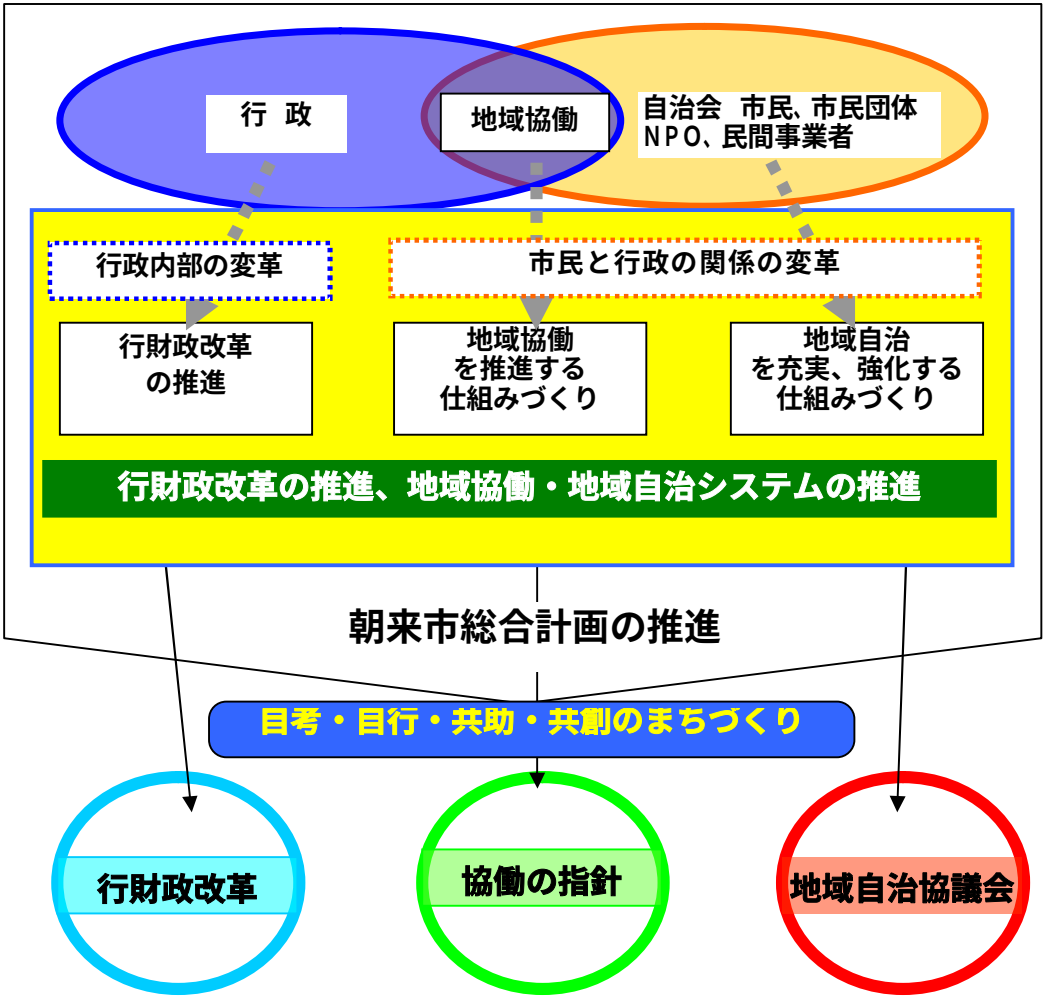
（３）地域協働の指針とは

地域協働でまちづくりを進めるときの市民（地域住民）と行政との協力・連携の考え方や取り組み方を明らかにするのが『地域協働の指針』です。

言い換えれば、これまでに市民が普段の生活の中で取り組んできた公共的・公益的活動（例えば、あいさつ運動の推進、地域見守り隊の活動、資源回収、ごみ分別収集、自衛消防活動への参加など）の進め方を、改めて共通の手順、ルールとして示したものであり、更に地域協働を推し進めていくためのものです。

ただし、地域協働の取り組みといっても、両者がいつも一緒に行動する場合だけではありません。行政が行政内部の変革を進める場合にも常に市民の視点が基軸になりますし、市民だけで公益的な活動を行う場合にも常に朝来市全体を見渡す視点が求められます。その意味で、『地域協働の指針』は、朝来市で行われるすべての公共的・公益的活動の指針ともなります。

図１－２ 地域協働・地域自治のシステム



朝来市第1次総合計画書所載の図を加工

（４）朝来市をとりまく状況

１）朝来市の現状

■ 朝来市は、

- 人口は（約 3 万 4 千人）、今後も減少傾向が続くと思われます。（図 1-3）
- 少子高齢化が進み（高齢化率約 28.3%）、介護等の高齢者福祉に対するニーズが増大していくのに対し、それを支える層（労働人口、子どもや若者など）は相対的に減少していきます。
- 高齢化の影響で、コミュニティを支える力が失われつつあります。また、自分の住んでいる地域への関心も薄れがちになってきています。その一方、問題解決を行政に依存する傾向も見られます。
- 人口減少と高齢化は小さな集落ほど著しく、今後集落の安定した運営が困難になるところや、限界集落¹と言われる地域では集落の存続さえ危ぶまれるところも出てくると予想されます。（表 1-1）
- 税収減、行政に対するニーズの拡大、さらに地方交付税の縮小などで、朝来市の財政状況は今後より厳しい状況になることが予想されます。
- 『定員適正化計画』では、職員定数（平成 19 年 4 月 1 日現在 466 人）を平成 27 年度までには現在の約 8 割に削減する予定です。そうすると、現在実施している公共サービスの全てを行政職員だけで担うことは難しくなる恐れがあります。
- 高齢化が急速に進展する中で行政に対するニーズが減ることは考えにくく、需要と供給のバランスを調整するための方策が必要です。

注：データは、平成 17 年国勢調査。コミュニティの課題の一部は、平成 19 年実施の区長アンケートによる。

■このような現状の中、

- 朝来市の地域協働の基盤となる「地域自治協議会」については、既に設立された地区もありますし、多くの地域で設立に向けての動きが始まっています。この動きは、地域でみんなが集まって、水平的な話し合いを積み重ね（座談会、円卓会議、ワークショップなど）、住民の総意をとりまとめながら進められています。その経験は、今後の地域づくりにおいても大きな力となると思われます。
- 朝来市も、『第 1 次朝来市総合計画』や『行財政改革大綱』を策定して地域自治を応援する仕組みを作るなど、自治体経営の効率化や市民起点の行政への転換に取り組んでいます。
- 分権型社会に対応した活力あるまちづくりを進めるために、市民の行動規範となる市民憲章や市民と行政、議会、それぞれの果たすべき役割と責務をより明確にするために自治基本条

¹ 大野晃氏（長野大学教授、高知大学名誉教授）によると、『65 歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落』と定義されています。（「限界集落—その実態が問われるもの」、『農業と経済』2005 年 3 月号）。

中山間地や離島等、過疎化・高齢化が急速に進行する地域に多く、限界集落では、集落の共同体としての維持が困難になり、やがて消滅するとされています。大野氏によれば、55 歳以上の人口比率が 50%を超えている場合は「準限界集落」と呼ばれています。

国土交通省の調査では（平成 18 年 4 月）、限界集落に相当する集落は、全国で 7,873 あるとされています。

例制定の取り組みを進めていきます。

図 1－3 朝来市の総人口の推移

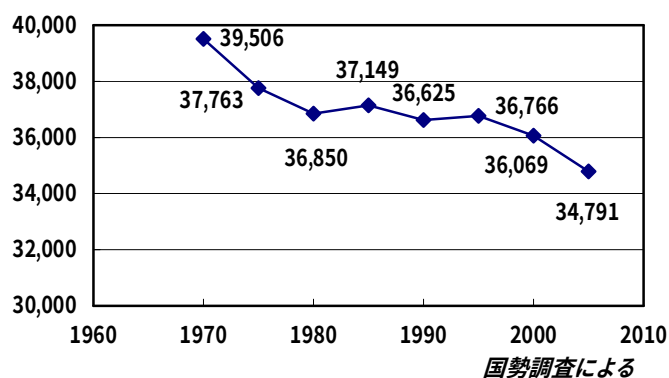


表 1－1 朝来市の小学校区別の人口、世帯数の現状と高齢化率

2007 年（平成 19 年）12 月 31 日現在

	小学校区	自治会数	世帯	人口	高齢化率(%)
旧生野町	生野小学校区	15 区	1,250	3,528	29.3
	奥銀谷小学校区	7 区	509	1,104	40.7
旧和田山町	糸井小学校区	15 区	1,027	3,164	24.8
	大蔵小学校区	12 区	1,197	3,441	23.9
	枚田小学校区	15 区	1,963	5,405	24.1
	東河小学校区	9 区	514	1,662	21.3
	竹田小学校区	19 区	1,188	3,437	31.0
旧山東町	梁瀬小学校区	19 区	1,255	3,556	27.2
	粟鹿小学校区	10 区	482	1,364	31.7
	与布土小学校区	10 区	496	1,451	35.3
旧朝来町	中川小学校区	11 区	1,049	3,090	30.0
	山口小学校区	19 区	1,287	3,829	32.6
全 市		161 区	12,217	35,031	28.3

2) 世の中の動き（時代背景）

① 地方分権の進展（自立／自律した自治体へ）

平成 12 年の地方分権一括法の施行により地方自治体と国は対等、協力関係となり、自治体が自己責任と自己決定のもとに個性豊かな地域社会をつくっていくという流れになってきています。つまり、住民にとって身近な行政施策は、できる限り基礎的自治体が行うことが原則となったことから、地方自治体は政策を自ら考えて実行することが求められるようになりました。

② 市民自治、地域自治への動き（コミュニティの重要性）

自治体が財政難にあえぐ中、少子高齢化などの社会の急速な変化にともない市民のニーズは多種

多様化し、行政によるこれまでのような公共サービス提供は困難となってきています。また、地域社会は、経済の停滞や若者の都市への流出、災害への不安や子どもたちの安全をはじめとする地域課題が山積しています。

そこで、「地域で解決できることは地域で取り組む」ことが不可欠となり、地域のあり方は地域住民で考え、決めていくことが住民にも求められるようになってきています。そのための合意形成や地域づくりの仕組みが必要となり、コミュニティの重要性が再認識されるようになってきました。

③ 市民力・地域力の高まり、市民活動（NPO等）の活性化

阪神・淡路大震災以後には、ボランティア活動やNPOで、さまざまな社会的課題や地域課題に対して、自発的に取り組むことによって、よりよい社会をつくっていかこうとする動きが活発化してきています。その結果、市民の中に専門的知識や課題解決の技術、組織運営のノウハウ等が蓄積され、いわゆる市民力・地域力が高まってきました。

また、大量退職期を迎えた団塊の世代が地域活動に参加することが期待されています。

④ 情報化の進展による地域の活性化

インターネットや携帯電話、ケーブルテレビなど情報通信機器が急速に普及し、誰もが行政情報を容易に得ることができるようになり政策形成段階から市民が参画しやすくなってきました。また、ホームページを開設し、活動状況や成果を発信している市民団体や地域組織も多くなっています。電子メール等によって市民同士のコミュニケーションが活発になり、また、ケーブルテレビを通して家庭に地域情報を目で見えるかたちで届けることができるようになりました。

これらの情報通信機器を活用することによって、地域がより活性化されることが期待されます。

2. 市民と行政の新しい関係（地域協働）

（1）地域協働の必要性

朝来市の現状や時代背景を踏まえながらも、多様化する公共サービスを誰がどうやって担うのか、少子高齢化時代にあって高齢者福祉や限界集落への対応など、市民がいきいきと元気に、住みやすい地域づくりをめざしていくためには、まずは、市役所の行財政改革・組織改革の徹底等更なる努力が必要です。そして、市民一人ひとりの英知を結集させながら、地域自治協議会をはじめとする市民と行政が共に汗をかき、力を合わせていくことが求められています。

そこで、多様な主体（自治会、各種団体、市民活動団体、まちづくり団体、ボランティア団体、NPO、民間事業者、学校等）の参画と連携により公共サービスを提供していくという「地域協働」の仕組みを早急に確立することが、分権型社会に対応した活力あるまちづくりにつながっていくものと考えています。（図 2-1）。

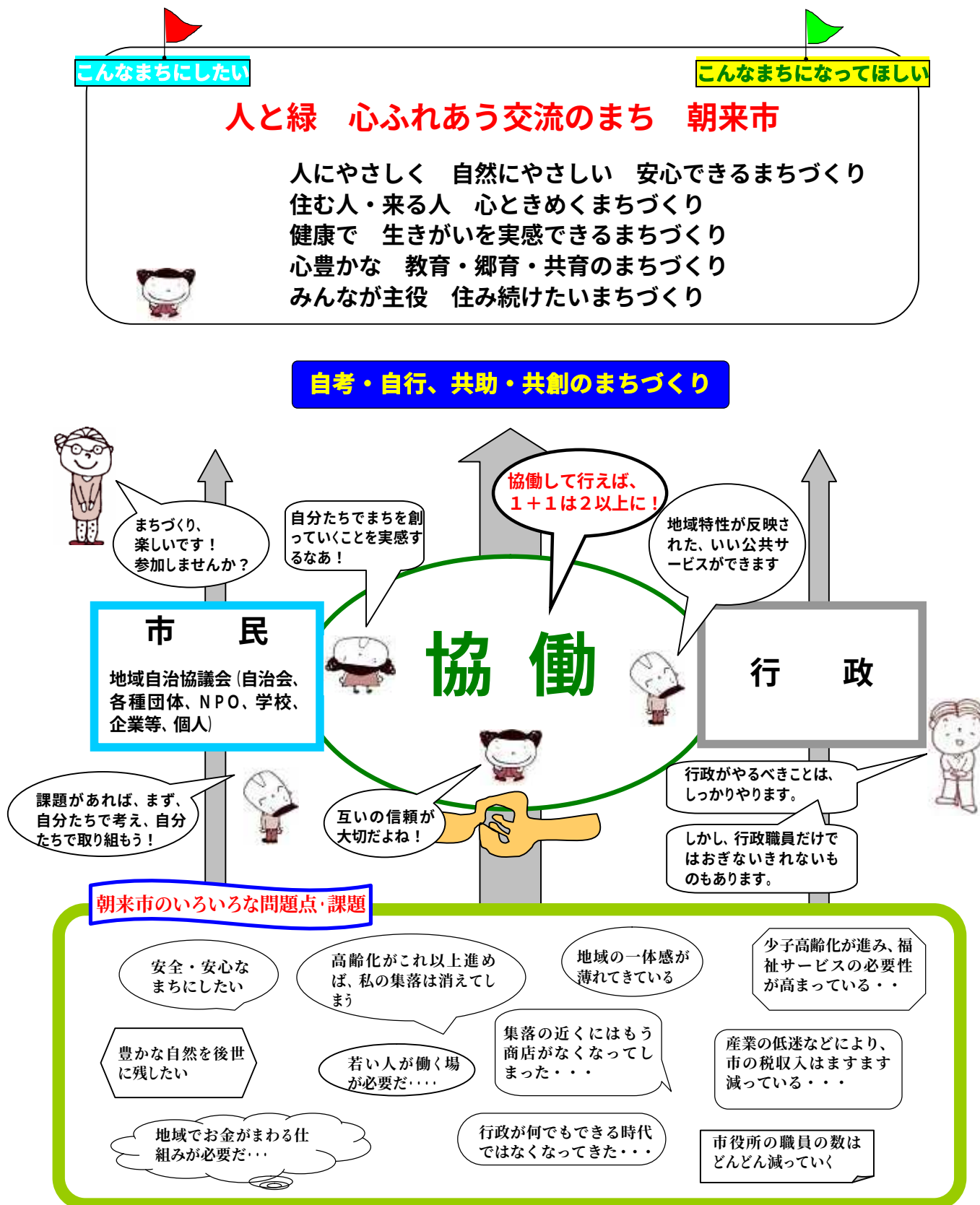
（2）地域協働とは

「協働」とは、まちづくりの共通目標（住みよい地域づくりや福祉、安全、環境保全、文化、教育などの地域課題の解決など）を達成するために、市民、行政、事業者などの地域の複数の主体（組織）が対等の関係でそれぞれの特性を活かしながら連携・協力し、役割を担い合い、相乗効果を発揮して、より大きな成果を生み出すための取り組みのことを言います。

朝来市では、自治会を中心として様々な団体や個人が参加する地域自治協議会が「協働」における大きな存在となります。

そこで、都市部で見られるような市民活動団体やNPOと行政の協働だけでなく、地域の課題を解決するための方策やこれまで主に行政が行っていた公益・公共サービスを、地域を代表する地域自治協議会と行政が相談して役割分担を決めて、地域が中心となって実行していくという取り組みを朝来市における「地域協働」と言います。

図2-1 市民と行政の新しい関係



(3) 地域協働の効果

地域協働により、公共サービスを提供したり、地域課題の解決を図ったりすることは、それぞれの団体が単独で行うより大きな効果を生み出します。

地域協働の効果を、主体別に整理してみましょう。

表 2-1 地域協働の効果

市民にとって	○ 市民が実施に関わることによって、地域の実情にあったより効果的な公共サービスの向上が期待できます。 ○ 市民活動が促進され、活動団体等が成長するとともに、社会からの信頼が高まってきます。 ○ 地域自治力が向上し、地域づくりや新しい公共サービスの担い手になります。
地域にとって	○ 地域に必要なことを、自分たちで決め、自分たちで実行できます。(住民自治の実現、行政依存からの脱却、自考・自行＝補完性の原則) ○ 地域内の人間関係が広がり、面識社会ができます。 ○ まちづくりへの参加意識・意欲が高まります。 ○ 公共サービスの提供を、事業として展開できます。(コミュニティ・ビジネス＝雇用の確保)
行政にとって	○ 市民ニーズに効果的に対応でき、その結果、行政施策の効率化を図ることができます。 ○ 行政組織のスリム化、コストダウンにつながります。(行財政改革) ○ 協働により生じた余裕資源(人員、お金)を、新たな課題に振り向けることができます。 ○ 協働の取り組み過程で、市民の声を把握でき、市民との信頼関係が構築できます。その結果、職員の意識改革が進みます。

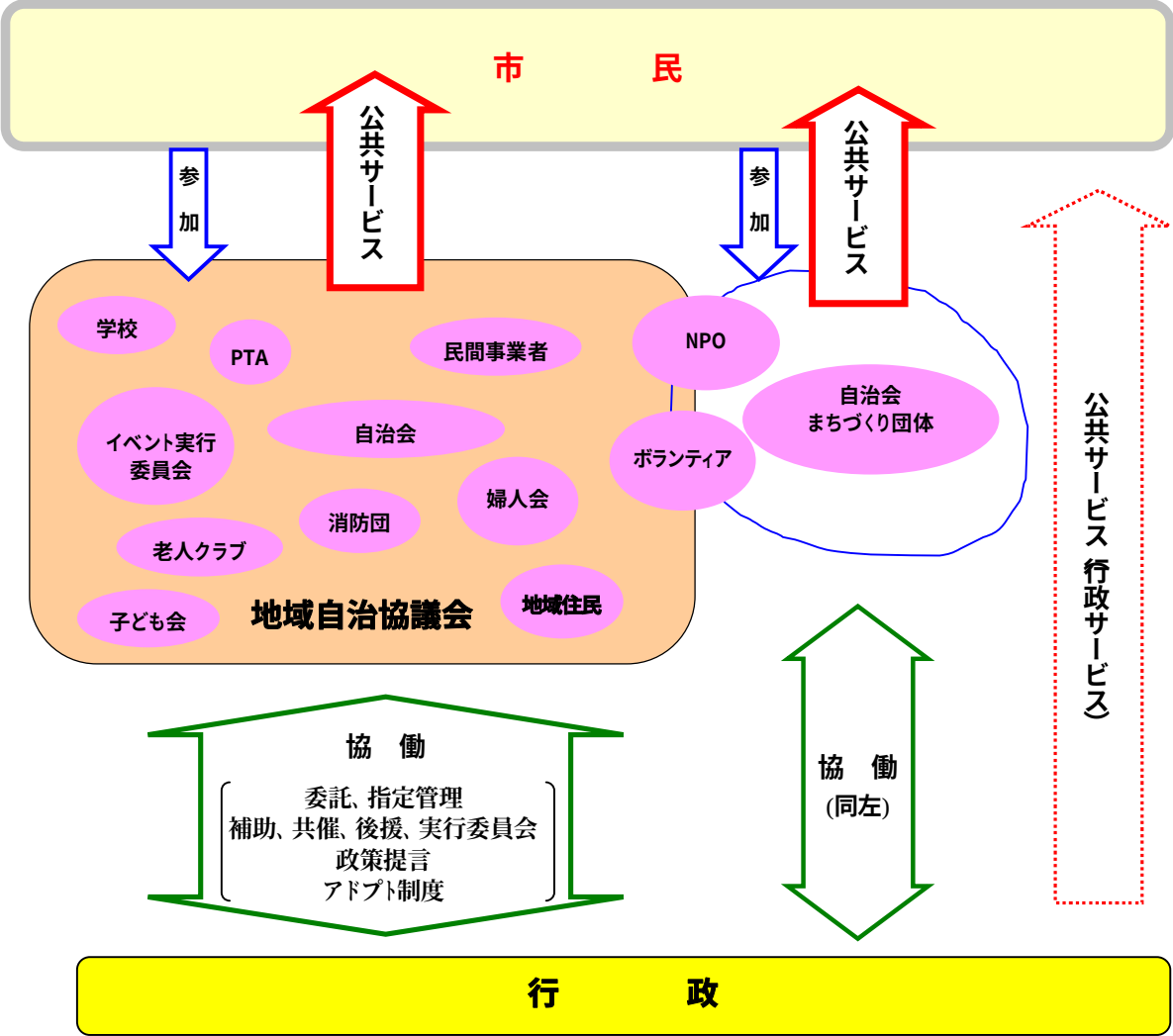
（４）地域協働の主体

地域協働の市民サイドの主体（当事者）は、自治会、各種団体、市民活動団体、まちづくり団体、ボランティア団体、NPO、民間事業者、学校等です。

これらの、地域協働に密着した活動をしている組織・団体は、原則として小学校区を単位とする地域包括的な組織である地域自治協議会に参加し、協議会を通して協働事業に参加します。これは、様々な組織・団体で構成されていることのメリットを活かすためです（例えば、子どもの見守り活動において、協議会が窓口になると、PTA、自治会、老人クラブ等幅広い団体で対応できます）。

個人は、それぞれの組織・団体に参加することを通して、あるいは協議会の役員となったり活動に個人として参加することによって地域協働に参加します。もちろん、専門的な活動など、個別団体との協働がなくなるわけではありません。（図 2-2）

図 2－2 地域協働の主体と行政の関係



3. 地域協働を進めるために

(1) 地域自治協議会の役割

地域には、住民の安心・安全の確保、生活の利便性の向上、美しい自然環境や町並みの保全、高齢者や障がいを持つ方への支援、子育ての応援・青少年の健全育成、商業や農業など産業の活性化、祭りや地域文化の伝承など、地域住民に広くかかわる公共的な活動がたくさんあります。

これらの活動や取り組みを進めているのは、住民自身であったり、行政であったりしていますが、地域住民が、行政と共に公共サービスを提供する側に参加することによって、より地域の実態に応じた丁寧なサービスが可能となります。

ただし、地域のすべてを地域住民が担うというのではなく、行政が直接行うこともありますし、区を始め、いろいろな団体、事業者、個人が行うこともあります。これらの多くの活動が無駄がないように、連携しながらより効果が上がるように調整する役割が必要となります。それを地域自治協議会が担います。

このように、地域自治協議会の役割は、「地域を経営する」と言い換えることもできます。経営とは、地域の様々な人や組織、地域資源、お金などを組み合わせ、最も住みやすい地域を実現していくことです。

地域自治協議会がうまく機能するためには、一地域に一つだけ設置される地域の公的自治機関として、自治基本条例によって位置づけられる必要があります。

(2) 地域協働の基盤としての地域自治協議会

地域協働は、地域自治協議会がその基盤となりますが、このメリットは例えば次のようなことです。(表 3-1)

表 3-1 地域協働にあたっての役割とメリット (例)

例(1) 大型ゴミの収集

	地域自治協議会	行 政
役 割	協議会でダンプカーを用意し、高齢者家庭などの大型ゴミを戸別に収集して回る。作業には、協議会に参加する諸団体からボランティアが当たる。	協議会から運び込まれた大型ゴミを処理する。
メリット	自力で集積場所に運べない人は助かる。区単位ではできない大型車の提供が可能となり大きなものも運べる。また、必要な労力も集めやすい。	大型ゴミの処理作業が一括してでき、作業の効率化が図れる。

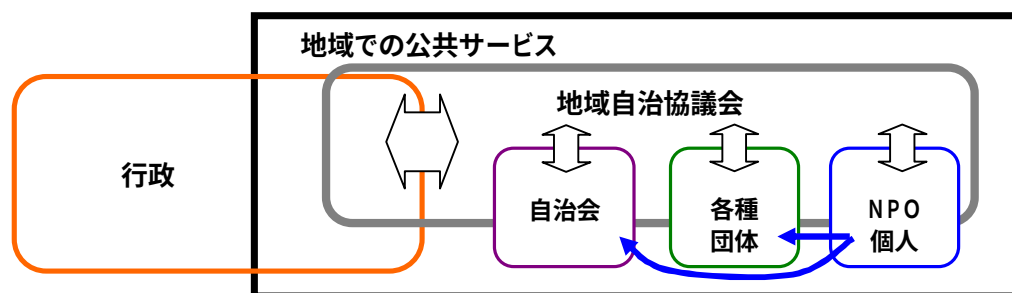
例(2) 子どもの見守り活動

	地域自治協議会	行 政
役 割	PTA だけでなく、自治会、老人クラブ、生涯学習推進員、学校など、広く地域団体が集まり、それぞれができることを出し合い、組み合わせることによって、無理なく見守り活動を行う。	市役所は、可能な範囲で用具等を支援する。学校は、地域自治協議会と連携して子供の安全安心に努める。警察は、必要に応じてパトロールしたり、安全指導をする。
メリット	一部の団体に負担が集中することを避け、地域全体で見守り活動を行える。活動が長続きする。 防犯・安全に関する情報が、協議会を通してすみやかに伝わる。	学校としては、登下校時、放課後の子どもの安全が図れる。 最小限のバックアップ体制だけで、効果的に子どもの安全が確保できる。

こうすることによって、地域自治協議会を通して地域内の多くの力を結集することができ、地域で取り組んでいる活動・事業を相互に補い合いながらその効率を高め、よりよい効果をあげることができます。

地域自治協議会を基盤にした地域協働のかたちは、図 3-2 のようになります。地域での様々な公共サービスは多彩であり（図の太線）、その中には専ら行政だけで行うこともあります。地域の団体等と一緒にすることも多くあります。地域と一緒に行う公共サービスは、地域自治協議会が窓口となります。

図 3-2 地域自治協議会を基盤した地域協働のかたち



注：矢印は協働関係を表す

地域協働の窓口としての地域自治協議会に求められることは以下の通りです。

- ・地域の諸団体や個人間のコミュニケーションを活発化させ、面識社会をつくること
- ・地域協働で行う事業に関わる地域の団体や個人をまとめること
- ・協働事業を実行するための事業経営力を参加団体が持てるように支援すること
- ・行政との間の調整（事業内容、経費、役割分担、成果の評価）をすること

これらに加えて、地域の将来のまちづくりの方向（地域まちづくり計画）を策定して、個別の事業をその中に位置づけることが求められます。

4. 地域協働の原則（ルール）、仕組み

（1）地域協働の原則（ルール）

朝来市における協働の事例等から得られた地域協働の原則は、次の11の原則にまとめられます。

これは、協働事業を共に進めていく際に、互いに理解しておかなければならない両者の関係、協働事業の関係者の社会に対する態度、協働事業を進めやすくするコツ・留意点などからなっています（図4-1、表4-1）。

地域協働を進めていくためには、これらの原則をお互いに理解することが重要です（表4-2）。

図4-1 朝来市の地域協働の原則

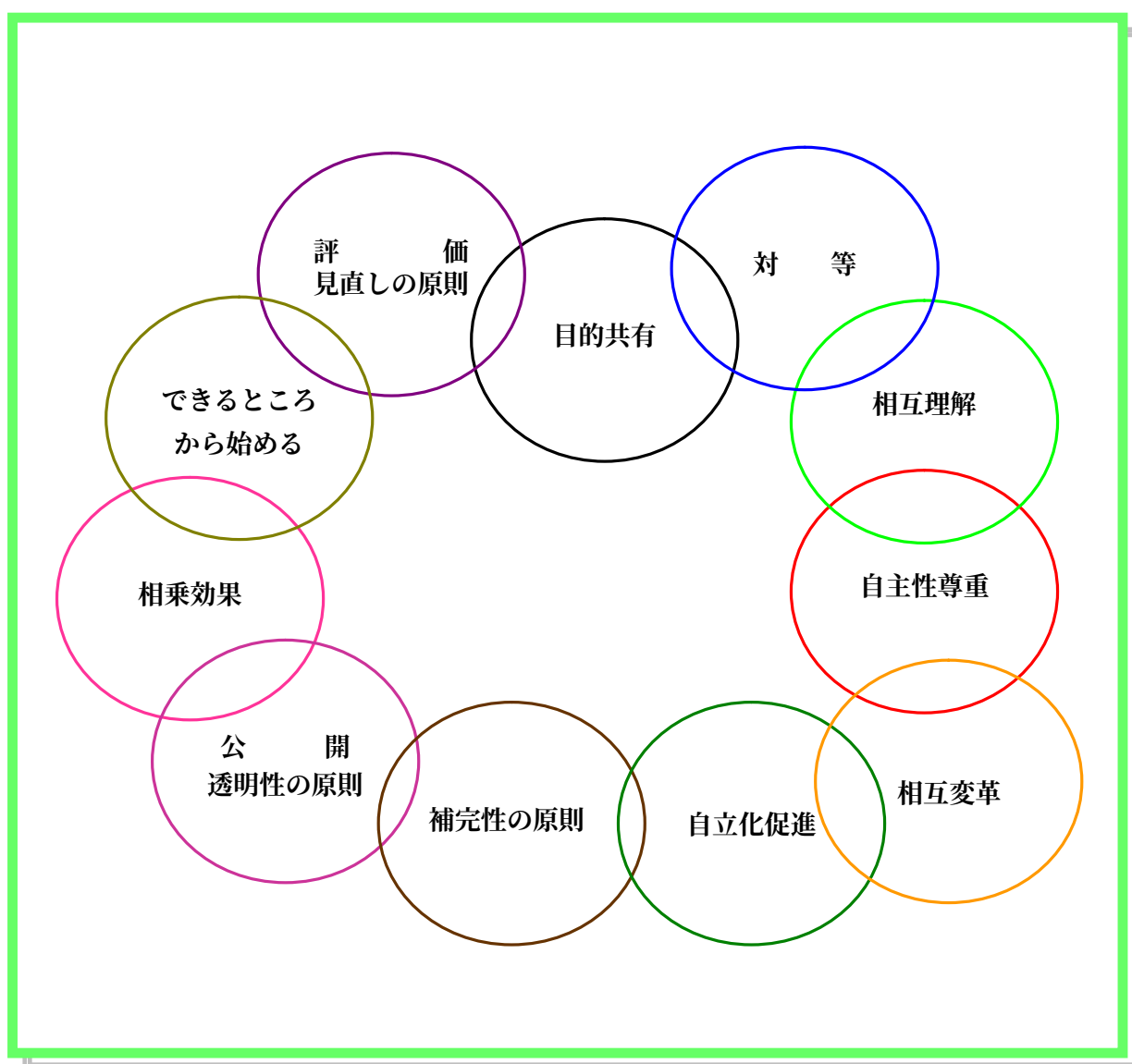


表 4-1 協働の原則の類型

協働事業の当事者同士の関係	1 目的共有、2 対等、3 相互理解、4 自主性尊重、5 相互変革、7 補完性の原則
社会への態度	6 自立化促進、8 公開・透明性の原則
事業推進のコツ・留意点	9 相乗効果、 10 できるところから始める、11 評価・見直しの原則

表 4-2 地域協働の原則

1	目的共有	異なった主体が連携、協力して事業を行いますので、明確な目標と成果のものさしを共有しないと、行動や成果が曖昧になります。また、社会に対し協働事業の目的と成果を明らかにし、協働の意義を理解していただく必要があります。
2	対等	協働に関係する当事者はすべて対等、水平な関係でなければなりません。そうでないと、それぞれの特性を活かしたアイデアやノウハウが活かされませんし、自発性に基づく「やる気、元気」が発揮できません。対等の関係をパートナーシップと呼びます。
3	相互理解	協働では、市民団体と行政というように、目的・性格の異なった団体が連携して事業が進められます。そこで、互いに相手の考え方、価値観、行動の仕方などを理解し合い、認め合った上で、それぞれの持つ力を活かすように事業を進めることが大切です。
4	自主性尊重	協働に参加する団体がその力を最大限に発揮できるのは、自主的、自発的に行動するときです。相互理解の上で、互いのやり方を尊重することで大きな効果を引き出します。
5	相互変革	異質の団体が出会い、一緒に行動するので、それぞれが自己にこだわりすぎると、かみ合わなくなります。相手に合わせたり、もっとよい考え方・進め方があれば、両者共に柔軟に対応していく（変わっていく）必要があります。こうしたことが、それぞれの組織や仕事のやり方を改善していくきっかけとなる必要がありますので、自己変革をいとわないことが大切です。
6	自立化促進	協働で事業を行う場合、当初は市民側の組織力や運営力が弱いため、行政から一定の支援が必要な場合もあります。しかし、近い将来は、行政とも対等な関係となれるよう、自立を常に心がけていく必要があります。行政の支援も市民側の自立を促進することが求められます。また、資金的にも、コミュニティ・ビジネスなどにより自己資金を作るなど、さまざまな手法（例えば、行政からの事業受託、指定管理者制度の適用、特産品の開発・販売、その他収益事業、民間からの助成、一般の寄付等）を検討する必要があります。

7	補完性の原則	協働で事業を行う場合には、現場に一番近いところから課題を探り、解決していくことが効果的です。その意味で、まず地域における課題を発掘・整理し、それを解決する行動を近隣あるいは小学校区程度（地域自治協議会）の範囲で、企画・実践していくことが大切です。また、地域だけでは十分な対応ができない場合は、より広い範囲で（旧町で、あるいは朝来市全体で）検討する、というような段階を踏んでいくことが望まれます。
8	公開・透明性の原則	協働にあたっては、市民に事業についての理解を深めてもらうことで、事業の支援者を増やし、そのことが効率を高めたり成果を確実なものにすることにつながっていきます。また、税金を資金とした活動では、その用途を明確にすることが必要であり、常に説明責任を果たすことが大切です。さらに、関係団体だけでなく、広く市民や地域住民の方の参加を求めて、事業を通して新たな地域人材の発掘にも心がけます。
9	相乗効果	協働にあたっては、それぞれの団体が単独でやるより、もっと大きな効果を発揮できるようにすべきです。そのためには、それぞれの優位点を組み合わせるなど、効果的な活動の仕方を考える必要があります。
10	できるところから始める	最初からあまり大きな事、壁の高い所から始めるのではなく、まず、協力・連携してできるところからやってみることが大切です。その上で、やり方を修正しながら事業を広げていけばいいのです。
11	評価・見直しの原則	協働事業は、事業が終了したら、進め方、成果、効率等についてふりかえり（評価）を行い、公開し、今後の協働事業の参考とすることが大切です。また、事業が継続するものであっても、数年単位で見直し、変えるべき所は変えていくことも必要です。

（２）地域協働のかたち

では、公共サービスのどの部分で地域協働ができるのでしょうか。また、どのような形で行われるのでしょうか。それらを次に整理してみます。

１）地域協働の領域（協働にふさわしい領域・分野）

地域では、さまざまな主体（行政、自治会、ボランティア団体、NPO 等）が、さまざまな公共的活動（公共サービス）を行っています。地域協働を考える場合には、そうした公共的活動全体の中に「地域協働」で行うことがふさわしい領域があるという視点を持つことが大切です。

そうした公共的活動を、行政主体のもの、民間主体のもの（「市民主体」と言ってもいいのですが、行政からの委託や指定管理などは、民間事業者の参入も多いため、ここでは「民間主体」と表現します。）、その中間的なものに整理することができます（図 4-2）。中間的なものというのは、民間と行政が協力・連携して行うのが望ましいものを指します。

A「行政主体」領域は、行政が責任を持って行うべき領域です。近年ではこの領域も、実施は民間に委ねられるケースも出てくると予想されます。例えば、駐車監視員は最近まで警察官の仕事でしたが、法改正により民間事業者が行うことができるようになりました。また、建築確認申請も民間の参入が認められました。

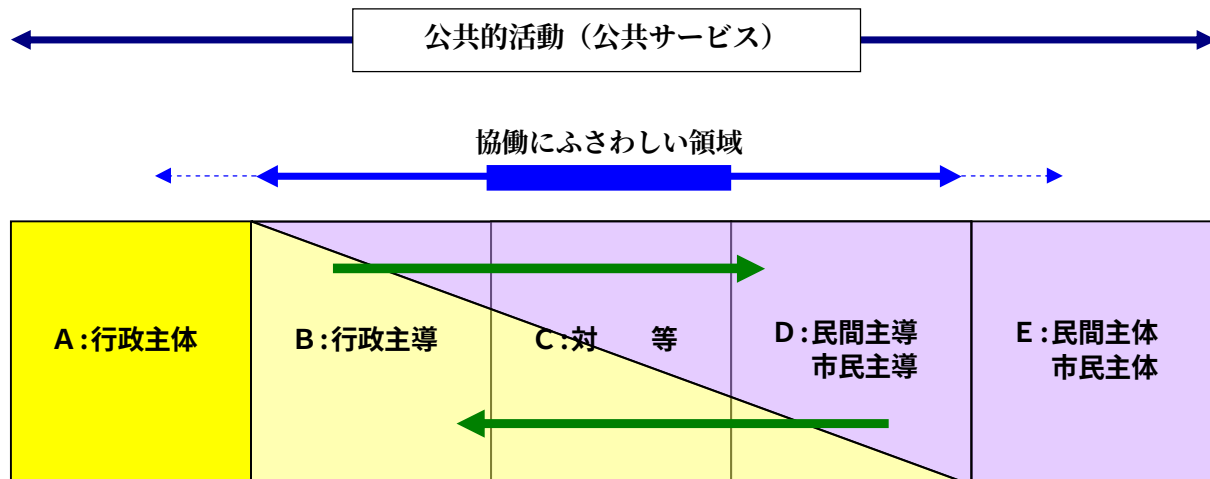
E「民間主体・市民主体」領域は、民間が自主的にかつ自立的に行っている公共サービスです。この領域も、民間主導で始め、成功したイベントなどは、あとから地域振興等の名目で行政が加わってくる例もあります。

B「行政主導」、C「対等」、D「民間主導」領域はそれらの中間的なもので、BからDにかけて、行政の関与が次第に少なくなります。

このような区分（境界）は固定したものではなく、時代とともに変わっていきます。また、多くの公共的活動には行政や民間がともに関わっています。例えば、市民が課題を発見して対応策を実施していたものに行政も参加する形となったもの（高齢者配食サービス、ミニデイサービスなど）、行政直営で行っていたものを民間も行えるようにしたもの（指定管理者制度）など、最近ではそれぞれの領域を越えた動きが盛んとなっています。

表 4-3 に、段階毎の内容例、朝来市における事例を示しました。

図 4-2 地域協働の領域



注  は、(上)：行政領域の民間開放、(下)：民間事業の行政サービス化

表 4-3 公共的活動領域と協働の領域

公共的活動領域（うち、B、C、Dが協働の領域）		朝来市における事例
A:行政主体	行政が責任をもって行うもの ・法律で義務づけられているもの（徴税、選挙、教育、生活保護）、政策形成、条例制定 ・市民生活の安全、安心の基本を維持するもの（消防、警察、交通管制）	
B:行政主導	行政が実施主体となるが、一部で市民の参加、協力を得て行うもので一部を民間に委ねることもある（福祉業務、窓口業務、施設指定管理、道路・河川管理のアドプト制度、公園づくり、路上駐車監視等）	朝来アドプト制度 公共施設の指定管理 道路、河川の清掃
C:対 等	市民と行政が互いの特性を活かし、対等な関係で連携・協力して行うもの ・福祉関係等の事業委託、施設指定管理 ・各種保全活動（文化財保護、町並み保全）	「大町公園」の管理、藤まつり実施 「井筒屋」、「黒川自然公園センター」の管理運営 【地域自治協議会の活動】
D:民間主導	市民主導のもとで行政が協力して行う活動 ・補助金を受けて行う、地域団体、市民活動団体、NPOの活動（デイケアハウス、高齢者・子どもの見守り、まちづくり、環境保全等）	へいくろう祭り、生野イルミネーション ワイワイ・ドリーム・ネットワーク あさくるショップ 子どもの見守り活動 【地域自治協議会の活動】
E:民間主体	民間が自主的に自立して行うもの ・行政の支援のない市民公益活動、NPOの活動、コミュニティ・ビジネスや社会的企業の活動 ・自治会活動 ・政策提言活動	さのうほたる祭り 【地域自治協議会の活動】

2) 地域協働のかたち（手法）

地域協働のかたち（手法）には、表 4-4 のようにさまざまです。協働の実践にあたっては、その協働事業にもっともふさわしい手法を選ぶことが大切です。

協働のかたち（手法）は、協働の当事者同士の関係を表しています。例えば、関係が緩やかなのは「後援」、「情報提供、意見交換」などですが、関係が緊密なのは「共催」、「政策提言」、「委託」などです。いずれの関係においても、当事者間に対等な関係でなければなりません。

表 4-4 地域協働のかたち（手法）

共催、後援	共催は、市民と行政が協力しながら事業を行う手法。企画段階から実施終了まで協力し合うことで互いの信頼関係を深めることが可能となります。後援は、行政が民の事業を応援することを表明するもので、間接的な支援となります。
	【事例】 岩津ネギ料理コンテスト
情報提供、意見交換	互いが持つ情報を提供し、それを活用しながら具体的な実施に向けた協議、調整の場をつくります。
	【事例】 地区別懇談会
政策提言	市民の多様なアイデアや発想を、政策、事業に反映し、事業の実施を支援します。
	【事例】 総合計画まちづくり市民会議、分権型社会システム検討懇話会、行財政改革推進委員会、補助金等検討委員会など
実行委員会	様々な主体が集まり、共同主催者として事業を行います。企画段階からの協働が可能で、それぞれの特性を活かした事業の展開が可能となります。
	【事例】 生野イルミネーション、銀谷祭り、わだやま竹田お城祭り
補助・助成	公共的事業を行う団体に資金的な支援を行うことで、公益を実現していきます。また、団体の活動の幅を広げることができます。
	【事例】 地域づくり支援事業、へいくろう祭
委託	行政が行うべき事業を地域団体・NPO、民間企業等の特性を活かせるよう委託することで、より効果的に公共的事業の実施が可能となります。
	【事例】 大町公園、黒川自然公園センターの管理委託、生野まちづくり工房井筒屋の指定管理
アドプト制度	地域団体等が公共施設の里親となり、美化活動等の管理を担い、市は保険加入や物品の支給などを行います。
	【事例】 朝来市アドプト制度（花いっぱい運動）

3) 地域協働のパターン（協働事業の種類）

協働事業のパターン（類型）として、表 4-5 のようなものが考えられます。このパターン分類は、協働関係者が、協働事業の特徴を明らかにし、手法等を検討する際に参考となります。

表 4-5 地域協働のパターン（類型）

協働事業のパターン	具体例
コミュニティの形成や、市民参加の拡大、まちの活性化につながる事業	イベントの企画運営、公園等公共施設の管理運営
	【事例】 大町公園・藤まつり、井筒屋の指定管理、黒川自然公園センターの管理運営委託、生野もりあげ隊
市民が相互に支え合い、共生、共助を基本とした活動が展開される事業	アドプト制度、地域の美化活動、高齢者支援事業
	【事例】 ワイワイ・ドリーム・ネットワーク、資源回収
特定分野の専門性など、市民サイドの特性が十分に発揮され、行政とは異なる発想での事業展開が期待できる事業	相談・情報提供事業、市民参加のコーディネート政策提案事業、調査研究事業、各種計画策定事業
	【事例】 生野もりあげ隊
地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要となる事業	コミュニティ施設の管理・運営、地域防犯・防災事業、障がい者福祉事業、子育て推進事業
	【事例】 ミニデイサービス、配食サービス
状況に応じて迅速に対応する必要がある事業	子ども見守り活動、災害時におけるボランティアコーディネート事業
	【事例】 子ども見守り隊、(災害ボランティア)
今まで市が取り組んだことのない先駆的な事業	外国人の子どもの教育支援、住民によるコミュニティ・バス事業
	【事例】 (住民によるコミュニティ・バス運営)

注) パターンは「八王子市協働まちづくり指針」P14を加工

()内は、一般的な事例

（３）地域協働の取り組み方、進め方（地域協働のステップ）

地域協働を実際に行っていくときには、段階を踏んで進めていくことが大切です。なぜなら、地域協働は、関係者が、目標を理解した上で手を結んで事業を進めていくというところに意味があるからです。

協働の過程を共にすることによって、関係者がお互いに理解し合え、持てる力を最大限に活かすことができます。

この過程を組み立てる際に、地域協働の原則が導き手となります。

１）地域協働のステップ

① 何を協働で取り組んだらいいのか？（目的・目標の共有）

まず、地域課題を解決するための新たな取り組みやこれまでに行われてきた地域での公共事業（サービス）を、以下の視点からチェックします。

- ・行政だけでやる方がいい事業か
- ・市民（地域）と行政の協働で行った方がいい事業か
- ・市民が責任を持って自発的に行った方がいい事業か

この結果、地域と行政の協働で行った方がいいという事業は、協働事業とします。

朝来市の地域協働においては、地域自治協議会が窓口となって行政と話し合います。地域自治協議会は、事業に関係する団体や個人を集め、意見をまとめます。

その上で、この事業の目的を関係者が合意し、目標としてどのような成果をあげるかを共有します。この時大切なのは、関係者はすべて対等でないといけないということです。そうでないと、一方的な押しつけとなる危険性もあります。

また、この後の意見調整や事業の進め方について、関係者が合意しているだけでなく、広く地域住民にも事業について知らせ、意見を聞いておくことも大切です。

② 協働事業の内容を決める（役割分担、情報の共有）

事業の目的、成果目標、協働の関係者が決まると、次に協働のかたち、役割分担を決めます。協働のかたちは、表3-5にあげた中から、もっとも成果の上がるものを選びます。

次に、関係者間の役割分担を決めていきます。役割分担を決めるに当たっては、次の事を考慮する必要があります。

- ・それぞれの持っている能力、資源を最大限に活かせるような役割分担とする
- ・市民側（地域自治協議会）が、力を付け、自立できることをめざす
- ・できるだけ、地域のことは地域で決定し、実行できるような役割分担とする

協働事業の枠組みが決まれば、これに基づいて事業企画案、予算案を作成し、関係者で合意、共有します。

③ 協働事業の実施（公開・透明性）

役割分担が決まれば、協働事業が始まります。協働事業といっても、関係者が常に一緒に行動・

活動するわけではありません。

したがって、事業の節目節目で、それぞれの活動内容や成果について情報交換し合い、理解し合っていることが大切です。また、問題が起これば、関係者間で助け合うことも大切です。

地域協働事業にはいろいろなかたちで税金が投入されている事が多く（補助金、公的な場所の提供、人件費など）、全市民に対して説明責任が求められます。常に、市民に分かりやすく事業内容を知らせるといった透明性を保つことが大切です。透明性により市民（地域住民）に協働事業の内容を知ってもらうことは、その事業を理解し、協力・参加する市民を増やしていくことにもつながります。

さらに、事業実施に際して、それぞれの関係者が自分のやり方にこだわってはいは、よい成果が出せない場合もあります。サービスを受ける側の視点から、団体（個人）自身も変わっていくことも求められます。

④ 協働事業の評価（次のステップへの反映）

イベントや施設づくりなどの期間が決まった協働事業では、基本的には、事業が終われば協働関係を集結させ、成果の評価を行うべきです。

また、継続的に行われる協働事業についても、必ず一定期間内に中間報告を行うことが必要です。それは、事業の進め方や成果について、当初の想定と比べてどうかとか、ニーズに合った事業内容だったかとかを関係者や第三者で振り返り、改善点を探していくことです。そうすることによって、次に行われる事業を、よりよいものにしていけるのです。

評価のポイントを次に示します。

- ・ 事業が、協働になじんでいたか
- ・ 協働の関係者は適切であったか
- ・ 協働事業の目的、目標は共有されていたか
- ・ 協働事業の内容、役割分担、進め方は適切であったか
- ・ 多くの市民（地域住民）の理解を得られていたか、参加があったか
- ・ 社会的ニーズに合っていたか、サービス対象者の満足は得られたか
- ・ 費用対効果は適正であったか

2) 協働事業のコツ

協働事業は、自分たちで自分たちのまちをつくっていくことによって地域を暮らしやすくしたり、住民が元気になったりすること目指していますので、協働事業の関係者はサービスの受け手としてだけでなく、サービスの提供者として地域社会の経営に参加していることになります。協働事業は市民の活発な生き方の舞台であり、市民誰もが参加できるというオープンな活動です。

協働事業を進めていくときのコツをあげれば次のようになります。

○できるところからやってみよう

地域で行われている公共サービスはたくさんありますので、いきなりすべてを協働事業としてやっていくことは困難です。したがって、まずはできるところから、住民の関心の高いもの

から始めてみましょう。

○目標を全住民で共有しよう、情報共有しよう

協働事業を進めるときには、事業の目的・目標を広く広報し、全住民で共有することが大切です。そのためには、丁寧な情報発信をして、住民で情報を共有する必要があります。

○たくさんの人や団体に参加してもらおう。みんなの意欲を引き出す工夫をしよう

地域には多種多様な人材がいることが強みです。そうした人たちが関わってくれれば、協働事業もスムーズに進みます。市民が協働事業に関わるためには、多様な参加のかたちを用意したり、それぞれの適性に合った活躍の場を用意したりすることも大切です。

○これまでの協働事業から学ぼう

朝来市では、これまでに実質的な協働事業が行われています（「4. 朝来市内で実施されているさまざまな協働事業」参照）。これらを見ると、市民は自主性を発揮し、自発的に役割分担をするなど、既に協働事業の枠組みをつくっています。このような事業の経験から学ぶことが大切です。特に協働の原則や協働の領域はどうなっているか、協働のかたちは何が選ばれたか、などを注目するとよいでしょう。

○市民も、行政職員も自ら育とう

当初の協働事業は、関係者すべてにとって新しい経験です。協働事業を実施する過程で、相互変革の原則を理解しながら、市民も、行政職員も自ら学び育っていく気持ちが必要です。

行政職員もひとりの市民であるので、市民としての感覚を大事にして、市民の目線で行政施策を行うことが期待されます。地域を担おうとする人材が生まれること（人づくり）が、地域協働の最も大きな成果です。

○頑張る人を応援する風土づくり

地域の課題を解決するためには、これまでにないアイデアや行動が必要となることがあります。こうしたときに、地域に新しいことを進めようとする人を応援する雰囲気があると、たいへい成功します。頑張る人を応援する風土づくりを進めたいものです。

○地域自治の確立を

地域協働事業は、誰かに頼まれてやるものではなく、自分自身の地域を自分たちの手で良くしていこうという自主的・主体的な取り組みです。この過程で人材が育ち、地域自治組織も確立されていきます。このようなことを積み重ねることによって、地域住民による地域自治が可能となります。

（４）地域協働を支えるために

地域協働を進めていくためには、行政の支援と市民のパワーアップが求められます。それぞれの支援策を類型別に表 4-6 に整理しました。

表 4－6 地域協働支援策の類型別整理

行政の協働支援策	地域協働を進めやすくする環境づくりとして	自治基本条例 地域自治包括交付金 地域支援職員制度 女性や若者が参画しやすい環境づくり
	地域協働の当事者（担当部署）として	協働の指針*、協働研修 地区別懇談会・市長ふれあいトークの実施、出前講座の開設 支所等公共施設の有効活用 行政施策の協働事業の仕分け 情報共有、参画機会の拡充
市民のパワーアップ 方策	地域自治協議会として	協働研修と経験の交流 地域座談会への参加 協働事業の推進 女性や若者が活躍できる機会づくり
	一般市民として	地域座談会への参加 協働研修、出前講座への参加 女性や若者が活躍できる機会づくり

注 *は本冊子である

1）行政の協働支援策

① 自治基本条例による位置付け

自治基本条例とは、自治体経営（運営）の基本ルールを定めたもので、自治体の憲法というべきものです。地域経営の基本方針、行政組織と議会のあり方、市民参加のあり方、地域協働・地域自治のあり方、情報公開などがおもな構成要素となります。

地域自治協議会を地域の公的自治機関とするためには、今後、自治基本条例でそのかたちと役割等をきちんと位置づけておく必要があります。

② 地域自治包括交付金制度の創設

創設される地域自治包括交付金は、地域自治協議会の創意と工夫による地域づくり活動を促進するために交付されるもので、地域課題への取り組み、協働事業、自主事業、イベント等ソフト事業などに活用できるようにします。

交付金の交付対象は、地域自治協議会で、次の要件を満たしていることが求められます。

- ・地域の総意が反映されていること（地域代表性）
- ・規約が整備されており、協議会の意思決定、役員選任、会計等が民主的で透明性をもった組織運営がされていること（透明性・公正さ）
- ・地域内の誰でもが希望に応じて運営に参画できること（開放性）

交付金は、地域自治協議会の自主的判断に基づいて、地域の実情に照らしながら使途を決定できるようにし、その使途明細については、市民に広く公開されることが求められます。

また、交付金の使途についての優先順位等の参考とするために、地域まちづくり計画を策定することが必要です。

③ 地域支援職員制度、協働研修など

地域支援職員制度は、地域自治協議会の設立、運営等を支援し、住民自治の充実、強化とともに、行政と市民との地域協働の推進体制の確立を図っていくために平成 19 年 6 月に設置されました。地域支援職員は、市の職員であるとともに、「地域の住民でもある」という自覚のもとに、地域自治協議会を支援し、地域協働のまちづくりを推進することとしています。同時に、現場でまちづくり支援の経験を積むことができるため、職員の協働に関する研修としての役割も持っています。

地域支援職員の役割は以下の通りです。

- ・住民自治の充実、強化を図るための地域自治協議会の設立に向けた準備支援を行う
- ・円滑な地域自治協議会の運営のための助言、情報提供等を行う
- ・地域におけるまちづくり活動と全市的な施策との調整
- ・他の地域自治協議会の活動状況等の情報提供

地域支援職員の支援に際しての基本姿勢は、次の通りです。

- ・地域の自主性、主体性を尊重しながら、実現可能となるようにアドバイスする
- ・身近な小さな活動が尊重されるようにサポートする
- ・個々の人間の自由な自己実現が社会的な力となるようサポートする
- ・地域での民主的な議論が積み上げられるようにサポートする
- ・地域に真に民主的で平等主義がつくられるようにサポートする
- ・ワークショップ等の手法を積極的に取り入れる

また、市役所内部で、協働に関する研修を、職員に対して繰り返し行う必要があります。

④ 地区別懇談会・市長ふれあいトークの実施、出前講座の開設

地域の課題やまちづくりのあり方を市長と共有する場として、地区別懇談会・市長ふれあいトークを今後も充実させていきます。また、市民に朝来市のまちづくりに一層の関心を持ってもらい、学習活動に役立ててもらうために、市民等が主催する学習会や集会等に市の職員が講師として出向き、市の事業や施策等の行政情報を提供します。

⑤ 女性や若者が参画しやすい環境づくり

朝来市では、平成 20 年 3 月に、「朝来市男女共同参画プラン～ウィズ(with)プラン～」を策定しました。この中で、女性の地域活動・自治活動への参画を進めるためには「女性が進出しやすい環境づくり」や「男女協働によるコミュニティづくりの推進」、「自治会等役員への女性の積極的な登用の推進」等を行うことが示されました。また、行政の各種審議会、委員会などには女性委員の割合 30%の目標を定めています。

女性や若者は、地域自治、地域協働を進めるための大きな担い手として期待されます。今後、共同参画プランに基づき、女性や若者が参画しやすい仕組みをつくるとともに、女性や若者の参画を

歓迎するよう啓発します。

⑥ 支所等公共施設の有効活用

合併により、支所(旧町役場)やその他の公共施設に余裕が出てきているところもあります。こうした施設を市民活動やNPOの活動拠点、あるいは地域自治協議会の事務所等に活用して、市民の主体的な活動を促進していくことが求められます。

⑦ 行政施策の協働事業の仕分け

いきいきと地域社会に参加する市民を育成していくために協働事業を推進していく必要があります。そのために、行政が行っているすべての事業(施策)を、協働の視点からa) 行政が行う事業、b) 地域自治協議会あるいはNPO等との協働で行うのがふさわしい事業、c) 市民あるいは民間企業に委ねるべき事業、に仕分けを行い、協働事業にふさわしい事業については、積極的に市民との協働を進めていくことが求められます。

また、指定管理者制度の対象となる施設を増やして、住民の力による管理・運営を促進し、地域自治力の向上につなげていく必要があります。

⑧ 情報共有、参画機会の拡充

地域協働のまちづくりを進めていくためには、行政運営について政策形成の初期段階から市民と行政が情報を共有し、相互の理解を深めて信頼関係を構築することが重要です。事業の妥当性・有効性・効率性などを評価しながら、限られた資源(人・物・金・情報・時間など)を効果的に運用するという視点に立って、市民と行政が共通の理解のもとでまちづくりを進められるように参画する機会を拡充していきます。

2) 市民のパワーアップ方策

① 協働研修と経験の交流

市民にも地域協働についての総合的な研修を行い、市民のパワーアップをする必要があります。研修の内容は、例えば次のようなことです。

- ・地域協働の必要性、理念
- ・地域協働事業の運営方法
- ・地域経営のあり方と具体的方策
- ・行政運営の仕組みについて
- ・先行事例から学ぶ

この研修は、行政職員と合同で行うことも効果的と思われます。

また、地域によって協働事業の進め方も異なっていると考えられますので、協働事業の経験を発表し合い、学び合う機会を設けることも重要です。

さらに、行政との協働事業を行うときには、行政の仕組みを知っておく必要があります。そのため、出前講座等を活用し、行政の施策や事業について学ぶことができます。

② 地域座談会への参加

地域座談会は、地域住民が対等な立場で、一個人として参加する、対等な立場からの意見交換・情報交換の場です（井戸端会議や円卓会議、ラウンドテーブルなどの名前が付いていることもあります）。地域座談会は、面識社会を深めていくためにも有効です。

実施に当たっては、地域自治協議会が呼びかけるのが適当と考えられます（実施の段階等の詳細は、「分権型社会実現に向けたシステム検討報告書（平成 18 年度）」を参照）。

③ 協働事業の推進

協働事業を推進することによって、地域の実態に応じた丁寧なサービスができるとともに、いきいきとした元気ある地域づくりが行えます。協働事業が相応しいとされる事業については、地域自治協議会をはじめ関係する団体が協働事業の取り組みを前向きに検討し、出来るところから進めていくことが大切です。

また、地域自治協議会などが公共施設等の指定管理者となることによって、指定管理料が地域の財源にもなり、自主的な活動が促進される可能性があります。

④ 女性や若者が活躍できる機会づくり

地域組織づくりに当たっては女性や若者が活躍できるように適切な役割を用意するとともに、役職等への制約をなくす必要があります。さらに、地域活動においては、女性や若者に適した活動があります。これらは、できるだけ女性や若者に任せてみることも大切です。

5. さまざまな協働事業

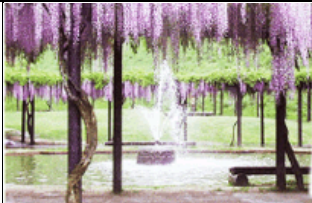
(1) 朝来市内で実施されているさまざまな協働事業

■コミュニティの形成や市民参加の拡大、まちの活性化につながる事業

① 生野イルミネーションロード

具体的な取り組み	生野町口銀谷において、樹木、街角をイルミネーションで飾る(12月～1月)
目 的	地域活性化、にぎわいづくり
どのような団体	生野イルミネーションロード実行委員会
協働事業のパターン	コミュニティの形成と地域の活性化
協働のかたち	補助・助成(一部補助)
協働の領域	市民主体
協働の効果	観光資源となる、にぎわいづくり、地域アイデンティティの確立
活動写真	 イルミネーション風景

② 「大町公園」の管理・運営(藤まつりの実施等)

具体的な取り組み	和田山町白井区にある大町公園の管理と毎年5月上旬頃に開催される藤まつりの運営。藤まつり期間中は、数万人の訪問者がある。入園料の収入で、管理組合が園内に直径5mの水車や茅葺屋根の水車小屋を設置した。
目 的	大町公園を維持・管理し、季節になると藤まつりを運営する
関係する主体	大町公園管理組合(現在は指定管理)
協働事業のパターン	コミュニティの形成と地域の活性化
協働のかたち	公園整備事業は行政主導で始まる。藤棚管理は地元主導事業委託から指定管理者制度に移行
協働の領域	市民主導(地元の管理組合)
協働の効果	地元パワーを活かして一流の藤公園ができた。地域アイデンティティの確立 行政のハード整備、住民のソフト事業の展開と、得意分野を出し合えた
今後の発展的な取り組みに向けた課題	通年的イベントの検討、収益の地域への還元、藤の世代更新、後継者の育成 交通問題への対応(道路整備、駐車場不足等)
現地写真	 大町公園の藤棚

③ 「生野まちづくり工房井筒屋」の整備、運営

具体的な取り組み	「生野まちづくり工房井筒屋」のまちづくりの拠点としての活用 井筒屋を核としたまちづくりソフト事業の実施。ひなまつり、七夕祭り、もち花作りなどのイベントの他、特産品開発・販売(紅茶他、「いくの銀谷工房」制作)
目 的	寄贈された郷宿を保全再生し「生野まちづくり工房井筒屋」として整備。これをまちづくりの拠点として市民の主体的なまちづくり活動を支援する
どのような団体	井筒屋運営委員会(指定管理者)
協働事業のパターン	コミュニティの形成と地域の活性化
協働のかたち	施設改修は市民参加型。管理運営は、事業委託から指定管理者制度に移行
協働の領域	行政主導から市民主導(管理運営委員会)へ
協働の効果	郷宿が保全再生され、観光、まちづくりの拠点となった 井筒屋から、新たなまちづくりソフト事業が生まれた
今後の発展的な取り組みに向けた課題	管理運営委員会の強化、活用の拡大 自主財源の創出
現地写真	  井筒屋の外観と内部

*上記の他にも、「へいくろう祭り」、「生野もりあげ隊」、「黒川自然公園センター」、「よさいこいソーラン“さんさん会一輪”」などがあります。

■市民が相互に支え合い、共生、共助を基本とした活動が展開される事業

④ あさくるショップ

具体的な取り組み	PC 教室、井戸端会議、手芸教室、歌声広場
目的	市民のコミュニケーション活性化
どのような団体	社協のこえ掛けでボランティアグループが主体として活動
協働事業のパターン	コミュニティの形成および市民同士の共生、共助 行政とは異なる発想
協働のかたち	一部補助
協働の領域	市民主体
協働の効果	市民同士のコミュニケーションの場を提供
今後の発展的な取り組みに向けた課題	場所、参加者の減少、ボランティアの後継者
活動写真	 あさくるショップ

⑤ ワイワイ・ドリーム・ネットワーク

具体的な取り組み	月1回真生園に出向き、園生をジャスコに買い物に連れて行く買い物介助。職員だけでは、手がまわらないので、それを補うため、きめ細かに柔軟に接してあげたい思いでボランティア活動をしている。
目的	真生園の園生の買い物サポート、市民同士の助け合い
どのような団体	ワイワイ・ドリーム・ネットワーク(ボランティア団体)
協働事業のパターン	市民相互の支え合い、共生、共助
協働のかたち	ふるさと創生事業で旧和田山町が実施したワイワイ塾の4期生が中心に活動(行政:立ち上げのきっかけづくり、市民:自発的継承)
協働の領域	市民主体
協働の効果	市民同士の支えあいができている
今後の発展的な取り組みに向けた課題	マイクロバス2台で運行しているが、利用希望者が多いのでさらに同様団体等の育成・サポートを推進する
活動写真	 買い物介助風景

⑥ 資源回収

具体的な取り組み	資源回収、年末大型ゴミ回収
目 的	資源リサイクル、高齢者への大型ゴミ回収支援
どのような団体	PTA(区)、学校
協働事業のパターン	市民相互の共生、共助
協働のかたち	共催
協働の領域	市民主導(補助・助成)
協働の効果	市民同士の共生、共助、区のつながり強化
今後の発展的な取り組みに向けた課題	資源によって回収の母体が異なる 子どもの数が減りPTAに負担がかかる。リーダーとなる人材の育成

*上記の他にも、「子ども見守り事業(市内全域)」などがあります。

■地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要となる事業

⑦ 花いっぱいのもちづくり

具体的な取り組み	朝来市のアドプト制度を活用して、市内各所で「花いっぱい運動」に取り組む（道路端、公園、公共施設）。参加は、個人、集落、学校、事業者等 32 団体 個人の庭などを公開する「オープン・ガーデン」も開催されている
目 的	花いっぱい運動の推進を通して、誇れる地域を創出する
関係する主体	朝来町花いっぱい協会、市民、集落、グループ、民間事業者、保育所、学校等
協働事業のパターン	コミュニティの形成と地域の活性化
協働のかたち	アドプト制度の適用により、市民が責任を持って公共空間を美しく保つ 行政は、アドプト制度の認定と必要な用具類の提供
協働の領域	行政主導から市民主導（花いっぱい協会）へ
協働の効果	参加しやすく、多くの市民、事業所等が参加し、まちづくり意識が高まり、地域 アイデンティティ確立につながる。オープン・ガーデンに広がった
今後の発展的な取り組みに向けた課題	財源の確保 参加者の拡大、年間を通じての手入れ
現地写真	  道路端の花壇

⑧ 地域づくり支援事業

具体的な取り組み	区が行う道路、公園整備等の公共事業（ハード、ソフト）への補助制度
目 的	区の自治振興又は地域の活性化を図るため事業施行者の行う地域づくり支援事業に要する経費を市が助成する補助金
どのような団体	区
協働事業のパターン	コミュニティの形成と地域の活性化
協働のかたち	助成（一部補助）
協働の領域	対等
協働の効果	地域課題が早期に解決できる 公共的事業が低コストでできる
整備写真	  和田山高田地区農業用道路整備事業 竹田殿町地区緑化等整備事業

*上記の他にも、「どうやまミニデイ」などがあります。

■地域自治協議会の運営

⑨与布土地域自治協議会の設立と運営

具体的な取り組み	与布土地域自治協議会の立ち上げ ・座談会の開催 ・設立準備委員会、設立総会 与布土地域自治協議会の運営 ・「よふど通信」の発行、ホームページ作成 ・まちづくり計画策定の取り組み(学習会、視察、住民アンケート) ・休耕田の活用(コスモス畑に)、温泉道に葉ボタン・曼珠沙華を植える、花づくりや花苗の販売 ・自然観察会、子どもキャンプ、ほたるマップづくり、ふれあいウォーキング ・見守り活動の組織再編 ・歴史座談会、出前講座等各種講座・講習会の開催
目 的	住みよい与布土地区をつくる
どのような団体	与布土地域自治協議会 (構成団体は資料編参照)
協働事業のパターン	コミュニティの形成と地域の活性化
協働のかたち	コミュニティの形成と地域の活性化 市民相互の共生、共助 地域の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応
協働の領域	市民主体
効果	市民のまちづくり参加意識の高まり
今後の発展的な取り組みに向けた課題	市民参加による地域自治の実現 住み続けたいまち、住み続けられるまちの実現(アンケートより)
活動写真等	与布土をきれいに彩ったコスモス みゆりの修習会が休耕田を活用しようと初夏に色とりどりコスモスの種が、10月に満開に咲きました。温泉に訪れたお客さんや地元を初ましてくれました。  葉牡丹がお出迎えしています  ごくらくの修習会では、休耕田を活用させていただき葉牡丹を植えました。その葉牡丹が勝手に育ち、11月末に、温泉までの道路沿いと温泉周辺に葉牡丹を植栽しました。バス停横には、温泉マークも葉牡丹で作り、来客者に話題になっています。ぜひ皆さんにご覧下さい。 「よふど通信」  設立へ向けての座談会

⑩東河地区協議会

具体的な取り組み	東河地区の運営 ・保健衛生 ・公民館運営、生涯学習、スポーツクラブ21、文化部 ・まちづくり（まちづくり防犯グループ、PTA、老人会等） ・地域まちづくり計画策定を予定 ・ミニデイ（どうやまの里）運営 ・総務、広報（「かわらばん東河地区協議会」） 区単位でできないことを、小学校区単位の地区協議会で行っている
目 的	住みよい東河地区をつくる
どのような団体	朝来市東河地区協議会
協働事業のパターン	コミュニティの形成と地域の活性化 市民相互の共生、共助 地域の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応
協働のかたち	事業によって異なる
協働の領域	市民主体
効果	市民参加による地域自治の実現
今後の発展的な取り組みに向けた課題	①一過性のイベントにならないように ②苦勞は多いが引っ張る主体が重要 ③スポーツ21を東河協議会に含めている（補助がなくなっても続けられるように）

ここで取り上げた事例は、朝来市で行われている公益的活動の一部ですが、ほとんどの地域まちづくり活動は、意識する、しないにかかわらず、実質的な「協働」事業であることがわかります。また、市民（住民、地域）と行政が連携することにより、どちらもが成長し、そして1プラス1以上の成果をあげていることが見られます。

(2) 他地域で実施されている先進的な協働事業

① 公民館等の指定管理者制度適用により住民組織が管理・運営を代行（三重県名張市）

具体的な取り組み	名張市内の 16 の公民館（市民センター含む）を、地域自治組織である地域づくり委員会等が指定管理者制度の適用を受けて管理運営している（平成 18 年 9 月より平成 21 年 3 月末まで）。委託費は地域づくり委員会等の活動資金として活用されている
目 的	公民館の管理・運営を地域で行い、地域自治活動の拠点とするとともに、地域に密着した生涯学習の場とする
関係する主体	地域づくり委員会等（公民館管理運営委員会）
協働事業のパターン	・コミュニティの形成や、市民参加の拡大、まちの活性化につながる事業 ・地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要となる事業
協働のかたち	管理運營業務委託から指定管理者制度に移行（平成 18 年 9 月） 公民館長および職員は、地域づくり委員会等が雇用
協働の領域	対等の関係（日常業務は市民主導）
協働の効果	公民館が地域活動の拠点となる。地域に密着した事業が可能となる 公民館長が地域まちづくりの事務を担うことができる 行政コストの低減
今後の発展的な取り組みに向けた課題	地域まちづくりの拠点として、さらにまちづくり学習を充実させる
現地写真	  比奈知公民館 国津ふるさと館 名張市HPより

*名張市資料、HP等を参考にした。

*名張市の地域自治組織は、地域づくり委員会、ゆめづくり委員会、地域まちづくり委員会、まちづくり協働等の名称がある。

② 地域が運営するコミュニティ・バス（兵庫県淡路市）

具体的な取り組み	淡路市津名町長沢地区では、平成7年から町内会が中心となってミニバスによるコミュニティ・バスを運行している。長沢地区は標高約 300m の丘陵部に位置し、市役所支所や金融機関のある地区までは約 10 kmあり、公共交通が整備されていなかったため、住民が自主的に住民意向調査などを行った結果、平日1日3往復の自主運行に乗り出したものである。現在も同様に運行されている。長沢地区は114世帯304人（平成15年現在）。 事業形態は、行政（旧津名町、現淡路市）が車両を購入し（10人乗ワゴン車）、自家用自動車有償運送免許を取得して運行事業者となり、それを長沢地区町内会に貸す（運行委託）という形をとっている。 資金的には住民全戸が1世帯年間1万円負担して約100万円を出し合い、有償ボランティアの運転手の謝礼にあてている（3,000円/1日）。市は委託費として車の維持経費（燃料費、修繕費、保険料等）年間約60万円を支援している。 運行は、実質的には長沢地区自治会が担っている。
目 的	公共交通空白地区に、地域住民が自主的にコミュニティ・バスを運行。生活の利便性を確保。
関係する主体	淡路市津名町長沢地区町内会。淡路市。
協働事業のパターン	市民が相互に支え合い、共生、共助を基本とした活動が展開される事業 今まで市が取り組んだことのない先駆的な事業
協働のかたち	事業委託（行政が運行免許主体となる）。
協働の領域	対等の関係（実施に向けては市民が主導、運営も住民。行政は側面支援）
協働の効果	初期費用（バスの購入）を行政が支援することによって、実現へのはずみがついた。また、住民（町内会）だけでは取りにくい運行免許を行政が取得することによって、法的条件をクリアできている。 有償ボランティアを活用することによって、民間事業者に委託する方式より経費を大幅に削減することができている。
今後の発展的な取り組みに向けた課題	継続的利用の確保（世帯数の漸減等への対応）。 事故の回避。
写 真	 長沢地区ミニバス車両 兵庫県立福祉のまちづくり研究所HPより

＊兵庫県立福祉のまちづくり研究所HP、市原考「コミュニティバス運行への住民参加に関する研究」『兵庫県政学』第10号、2004年、淡路市企画政策課ヒアリング等を参考にした。

＊三重県四日市市では、地域住民（自治会）がNPO法人をつくり、沿線企業の協賛により自主的にコミュニティバス「生活バスよっかいち」を運行している（平成15年4月より本格運行）。

＊住民主体のコミュニティバス運行は、舞鶴市の「自主運行バス（7地区）」、丹波市市島町鴨庄地区「鴨庄ふれあいバス」（無料）などがある。兵庫県佐用町江川地区では実現に向けての取り組みが始まっている。

③ 芸術振興施設を民間が指定管理者制度により管理運営（大阪市）

具体的な取り組み	大阪市立芸術創造館は、演劇、舞踏、音楽等の舞台芸術の創作、練習、発表の場として平成 12 年にオープンした総合的な芸術創造施設である。地上 3 階建て、演劇練習室、音楽練習室、レコーディングスタジオ、ミキシングルーム、制作者 BOX などがある。 平成 18 年 4 月から、LLP(有限責任事業組合)アートサポートが指定管理者に選定された。貸館業務のほか、市からの委託事業として舞台芸術の公演、自主事業として、アーティストの交流、舞台スタッフの育成、アート創造のワークショップ等を行っている。
目 的	舞台芸術の創作、練習、発表の場を提供することによって、大阪市の芸術文化の底上げをする。また、芸術関連の人材を育成する。
関係する主体	有限責任事業組合アートサポート、大阪市
協働事業のパターン	特定分野の専門性など、市民サイドの特性が十分に発揮され、行政とは異なる発想での事業展開が期待できる事業 今まで市が取り組んだことのない先駆的な事業
協働のかたち	事業委託から指定管理者制度に移行（平成 18 年 4 月）。それ以前の運営業務受託者から交替した。
協働の領域	対等（民間のノウハウを発揮）
協働の効果	舞台芸術に関する民（アーティスト）のノウハウが発揮でき、ネットワークも構築できている。 自主事業として、若い芸術家を養成したり、芸術と市民とをつなぐ事業を企画
現地写真	  芸術創造館HPより 大阪市立芸術創造館

*大阪芸術創造館 HP、パンフレット等を参考にした。

④ 地域自治組織による宿泊研修施設の運営、商業施設の経営等（広島県安芸高田市高宮町川根地区）

具体的な取り組み	広島県安芸高田市高宮町川根地区では、昭和 52 年に過疎地におけるまちづくりを推進するために全戸加入の川根振興協議会が発足。平成 4 年、川根中学校が統合のため廃校になった跡地に、旧高宮町が宿泊研修施設として「川根エコミュージアム」を設置。振興会を中心として老人会、女性会等 20 団体が出資し同運営協会を設立し、町の助成も含め約 740 万円の基本財産を積み立てた。管理運営（経営）は同運営協会が行っており、年間約 8,000 人の集客がある。自主事業として、「川根地域づくり大学」や「ほたるまつり」「せいりゅうまつり」などのイベントも好評。周辺には、特産の柚を使った商品開発を行うグループ、ラベンダーを使った香りグッズを制作する女性グループ「ファミリー・ねこの手」などのコミュニティ・ビジネスが盛ん。 JA 経営の小売店とガソリンスタンドが平成 2 年に閉鎖された後を、住民が一户あたり 1,000 円を出資し引き取り、地元企業に運営を委託している。
----------	---

目 的	地域自治組織が、過疎地域が生き残っていけるように、地域再生の事業を行う。活動は、祭り、青少年育成、農業振興、日用品販売、特産品開発、障がい者福祉、雇用の創出など、住民の生活全般にわたる。振興会の年間会計規模は約 400 万円、世帯の年会費は 1,500 円、町の助成は年 50 万円。
関係する主体	川根地区振興会、老人会、女性会、子供会、
協働事業のパターン	コミュニティの形成や、市民参加の拡大、まちの活性化につながる事業 市民が相互に支え合い、共生、共助を基本とした活動が展開される事業 特定分野の専門性など、市民サイドの特性が十分に発揮され、行政とは異なる発想での事業展開が期待できる事業 地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要となる事業 今まで市が取り組んだことのない先駆的な事業
協働のかたち	委託、情報提供、意見交換、補助・助成 行政の側面からの支援（地域振興推進員の設置等人的支援が中心）
協働の領域	対等～民間主導
協働の効果	過疎、高齢化に抗して地域の自立と持続が可能になる 合併して広大になった市域の末端の公共サービスが低下しない 若手の担い手が少しずつ出てきている（郵便局長など）
今後の発展的な取り組みに向けた課題	超高齢化の進行（平成 16 年で 47.5%） 地域が維持できなくなると言う危機意識の欠如（何とかなると意識） 「地域課題を住民で共有し、地域のビジョン（目標）を持つことが大切だ」（辻駒振興会長談）
現地写真	エコミュージアム川根 地元経営のガソリンスタンド 朝来市撮影

＊地域が出資して店舗を経営するというケースは、宮城県丸森町の「なんでも屋」、京都府南丹市美山町の「たなせん」「大野屋」他、京丹後市の「常吉百貨店」などがあります。これらは、沖縄で 100 年前から伝わる「共同店」から大きな影響を受けています（共同店は、約 70 店が現存しています）。

＊兵庫県神河町長谷地区では、地区で株式会社長谷を設立し、平成 20 年 2 月より、JA から引き継いだガソリンスタンドとマーケットの経営に乗り出した（朝日新聞新聞 2008 年 2 月 26 日付記事「里の給油所消えてゆく」による）。

付 (資料)

1. 統計データ

表 付－1 朝来市の小学校区別の人口、世帯数の現状と高齢化率

表 付－2 朝来市の区の規模（戸数）

表 付－3 朝来市の限界集落、準限界集落の状況

表 付－4 今後10年ほど先の区の状況の予測（小学校区別）

表 付－5 朝来市財政の予測（平成19年度～平成27年度）

2. 第2次分権型社会システム検討懇話会等設置要綱および懇話会メンバー

（1）朝来市第2次分権型社会システム検討懇話会要綱

（2）第2次分権型社会システム検討プロジェクト・チーム要綱

（3）第2次分権型社会システム検討懇話会名簿

3. 第2次分権型社会システム検討懇話会及び検討プロジェクトの日程

（1）第2次分権型社会システム検討懇話会日程

（2）第2次分権型社会システム検討プロジェクト日程

1. 統計データ

表 付-1 朝来市の小学校区別の人口、世帯数の現状と高齢化率

2007 年（平成 19 年）12 月 31 日現在

	小学校区	自治会数	世帯	人口	高齢化率(%)
旧生野町	生野小学校区	15 区	1,250	3,528	29.3
	奥銀谷小学校区	7 区	509	1,104	40.7
旧和田山町	糸井小学校区	15 区	1,027	3,164	24.8
	大蔵小学校区	12 区	1,197	3,441	23.9
	枚田小学校区	15 区	1,963	5,405	24.1
	東河小学校区	9 区	514	1,662	21.3
	竹田小学校区	19 区	1,188	3,437	31.0
旧山東町	梁瀬小学校区	19 区	1,255	3,556	27.2
	粟鹿小学校区	10 区	482	1,364	31.7
	与布土小学校区	10 区	496	1,451	35.3
旧朝来町	中川小学校区	11 区	1,049	3,090	30.0
	山口小学校区	19 区	1,287	3,829	32.6
全 市		161 区	12,217	35,031	28.3

表 付-2 朝来市の区の規模（戸数）

2007 年（平成 19 年）12 月 31 日現在

	小学校区	自治会数	30 戸以下	31 戸～ 50 戸以下	51 戸～ 100 戸以下	101 戸以上
旧生野町	生野小学校区	15 区	3	3	5	4
	奥銀谷小学校区	7 区	0	3	3	1
旧和田山町	糸井小学校区	15 区	3	1	9	2
	大蔵小学校区	12 区	1	1	5	5
	枚田小学校区	15 区	1	2	6	6
	東河小学校区	9 区	1	2	6	0
	竹田小学校区	19 区	3	6	8	2
旧山東町	梁瀬小学校区	19 区	3	7	6	3
	粟鹿小学校区	10 区	2	3	5	0
	与布土小学校区	10 区	1	6	2	1
旧朝来町	中川小学校区	11 区	1	4	1	5
	山口小学校区	19 区	6	3	5	5
全 市 構成比(%)		161 区	25 15.5	41 25.5	61 37.9	34 21.1

表 付-3 朝来市の限界集落、準限界集落の状況

2007 年（平成 19 年）12 月 31 日現在

高齢化率	自治会数
30～40%	75
41～50%	16
50～	9
合計	100

	自治会数
55 歳以上が 50%以上	57
10 歳までの子ども 3 人以下	27

注）表 付-1～付-3 は、朝来市資料による

表 付－４ 今後１０年ほど先の区の状況の予測（小学校区別）

	新たな住民が加わり、区の活動も更に活発になる	家族が帰省し、地域に居住することが期待できる	年齢は高くなるものの、円滑な自治会活動は維持できる	どうにか区を維持することはできる	現行の区の自治活動は維持できない	計
生野小	0	0	6	4	2	12
奥銀谷	0	0	1	4	2	7
糸井小	1	0	4	5	2	12
大蔵小	1	0	4	5	0	10
枚田小	1	0	7	9	0	17
東河小	4	0	1	4	0	9
竹田小	1	1	7	9	2	20
梁瀬小	1	0	6	6	4	17
粟鹿小	1	0	2	5	0	8
与布土	0	1	4	2	2	9
中川小	2	0	3	5	0	10
山口小	1	2	7	8	2	20
全 市 構成比(%)	13 8.6	4 2.6	52 34.4	66 43.7	16 10.6	151 100.0

注：平成 19 年実施の区長アンケートによる（回収数 151 区）

表 付－５ 朝来市財政の予測（平成 19 年度～平成 27 年度）

（単位：百万円）

区分	平成 19 年 (2007 年)	平成 20 年 (2008 年)	平成 21 年 (2009 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 27 年 (2015 年)
歳入	地方税等	6,110	6,114	5,991	5,973	5,952	5,663
	地方交付税	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450
	手数料他	134	134	134	134	134	134
	地方債	563	563	563	563	563	563
	歳入合計	13,257	13,261	13,138	13,120	13,099	12,810
歳出	人件費	3,466	3,349	3,286	3,168	3,123	2,734
	扶助費	520	536	552	568	585	658
	公債費	3,551	3,643	3,549	3,310	3,310	2,901
	物件費	1,882	1,788	1,699	1,614	1,614	1,614
	補助費等	1,369	1,319	1,269	1,269	1,269	1,269
	繰出金	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896
	維持修理費他	240	240	240	240	340	340
	投資的経費	568	810	1,697	1,532	918	949
	歳出計	13,492	13,581	14,188	13,598	13,055	11,943
歳入歳出差引		-235	-320	-1,050	-477	44	867
財政調整基金取崩		300	400	1,100	500	0	0
歳入歳出再差引額		65	80	50	23	44	867
実質公債費比率		18.4	19.2	18.8	18.3	17.7	16.8
15.3							
※各年度の数値は、３カ年平均							
職員適正化計画 予定数		470	463	450	443	429	370
実職員数		466					370

注）朝来市総合計画で財政計画平成 19 年 5 月作成資料 平成 24 年、26 年は省略した。

2. 第2次分権型社会システム検討懇話会等設置要綱および懇話会メンバー

(1) 朝来市第2次分権型社会システム検討懇話会要綱

(設置)

第1条 市民と行政が一体となった自考・自行、共助・共創のまちづくりを進め、分権型社会にふさわしい朝来市の自立的な自治体経営のあり方を検討するため、朝来市第2次分権型社会システム検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、市長に対して提言を行うものとする。

- (1) 分権型社会に対応した自治体経営のあり方に関すること。
- (2) 自治基本条例案、市民憲章案の策定に関すること。
- (3) 地域自治協議会との円滑な協働のあり方に関すること。
- (4) 市民と行政の参画と協働のあり方に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、有識者、市民及び市職員のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 懇話会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて懇話会の会議に委員以外の者を出席させて説明させ、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年8月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 第2次分権型社会システム検討プロジェクト・チーム要綱

(設置)

第1条 分権型社会にふさわしい朝来市の自立的な自治体経営のあり方を検討するため、朝来市プロジェクト・チーム設置規程（平成17年朝来市訓令第1号）に基づき、第2次分権型社会システム検討プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームの事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 朝来市第2次分権型社会システム検討懇話会（次条において「懇話会」という。）の運営に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(編成)

第3条 チームは、市長が任命するプロジェクト・メンバー（以下「メンバー」という。）をもって編成する。

2 メンバーは、懇話会の委員を兼務する。

(任期)

第4条 メンバーの任期は、任命の日から平成21年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 チームの庶務は、企画部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

(3) 第2次分権型社会システム検討懇話会名簿

	氏 名	住 所	備 考
1	中川 幾郎	豊中市北桜塚	帝塚山大学大学院教授
2	上田 繁	朝来市生野町	
3	藤井 義正	朝来市和田山町	
4	佐藤 晴英	朝来市新井	
5	藤原 捷好	朝来市和田山町	
6	西村 繁	朝来市山東町	
7	松上 のり子	朝来市和田山町	
8	小出 美穂	朝来市和田山町	
9	藤原 松野	朝来市新井	
10	小島 政代	朝来市和田山町	
11	三浦 健太	朝来市生野町	
12	青田 とも子	朝来市八代	
13	山田 覚	朝来市佐囊	
14	嵯峨山 正	朝来市岩津	
15	松本 早正	朝来市伊由市場	
16	野口 かほる	朝来市和田山町	
17	松岡 あゆみ	朝来市山東町	
18	中島 明子	朝来市山東町	
19	増子 裕子	朝来市生野町	
20	海崎 陽一	朝来市生野町	公募
21	松原 慎吾	朝来市山東町	公募
22	早崎 賢治	朝来市和田山町	公募
23	米田 義和	朝来市朝来支所地域振興課	プロジェクト・チームメンバー
24	山根 正博	朝来市元気なまち創造課	プロジェクト・チームメンバー
25	夜久 隆亮	朝来市行政改革推進課	プロジェクト・チームメンバー
26	佐藤 真悟	朝来市総務課	プロジェクト・チームメンバー
27	小山 幸世	朝来市市民課	プロジェクト・チームメンバー
28	西村 仁美	朝来市健康課	プロジェクト・チームメンバー
29	桐山 俊行	朝来市農林整備課	プロジェクト・チームメンバー
30	足立 達夫	朝来市都市開発課	プロジェクト・チームメンバー

(事務局)

企画部	部 長 多次 勝昭
企画部まちづくり推進課	課 長 政次 悟 副課長 小島 公明 主 幹 小谷 則彰 主 査 馬袋 真紀 主 査 大西 真

3. 第2次分権型社会システム検討懇話会及び検討プロジェクトの日程

(1) 第2次分権型社会システム検討懇話会日程

第1回 平成19年9月19日(水) 和田山ジュピターホール	・市長挨拶 ・懇話会趣旨、スケジュール等説明 ・朝来市におけるコミュニティ、まちづくり活動の現状について ・講演：中川委員長「分権型社会を迎え、これからの市民・地域・自治体のあり方」 ・意見交換(WS)：懇話会に期待すること
第2回 10月15日(月) さんとう緑風ホール	・講話：中川委員長「公共領域について」 ・区長アンケート報告 ・意見交換(WS)：朝来市での協働の取り組み事例、協働のパターン 協働のキーワード抽出
第3回 11月12日(月) 生野就業改善センター	・意見交換(WS)：前回抽出された協働のキーワードについて、市民のグループ(4)、行政職員のグループ(1)で話し合い、発表の後全体で意見交換
朝来市内現地視察 12月3日(月)	朝来町アドプト制度、神子畑地区(選鉱所跡)、黒川本村集落、黒川自然公園センター、黒川長野集落、白口集落、田路地区(奥、中、口)
第4回 12月12日(水) あさご・ささゆりホール	・現地視察を振り返って ・朝来市で行われている協働の事例(報告) ・意見交換(WS)：その他の協働の事例について(協働のパターン、協働の形、協働の領域、課題等)
第5回 平成20年1月22日(火) 和田山ジュピターホール	・地域協働の指針(案)の説明 ・意見交換(WS)：指針(案)についての意見交換(重要なところ、分かりにくいところ、修正すべきところ等) ・市民フォーラムについて
第6回 2月19日(火) あさご・ささゆりホール	・地域協働の指針(案)(行政の支援策)の説明 ・講話：中川委員長「市民憲章と自治基本条例」 ・意見交換(WS)：これまでの意見を入れて修正された地域協働の指針全体についての話し合い
第7回 3月18日(火) さんとう緑風ホール	・地域協働の指針最終確認 ・市民フォーラムについて
市民フォーラム 3月22日(土) あさご・ささゆりホール	講演：岩崎恭典四日市大学教授 「協働のまちづくりで、元気なまちに！！」 パネルディスカッション： 「市民と行政の協働のまちづくりを目指して」 コーディネーター：岩崎教授 パネリスト：岡山県和気町まちづくり政策課長 小金谷敦氏、与布土地域自治協議会 木村圭介氏、黒川あそぼ会 竹村真澄氏、第2次分権型社会システム検討懇話会 野口かほる氏、朝来市長 井上英俊

(2) 第2次分権型社会システム検討プロジェクト日程

第1回	平成19年9月10日(月)	15:00～17:00	本庁 206 会議室
第2回	平成19年10月11日(木)	15:00～17:00	本庁 3 階会議室
第3回	平成19年11月6日(火)	15:00～17:00	本庁 205 会議室
第4回	平成19年12月5日(水)	13:30～15:30	健康福祉部 1 階会議室
第5回	平成20年1月15日(火)	13:30～15:30	議会第1委員会室
第6回	平成20年2月12日(火)	13:30～15:30	ジュピターホール会議室
第7回	平成20年3月10日(月)	13:30～15:30	健康福祉部 1 階会議室

＊検討プロジェクトにおいては懇話会進め方等について検討。

朝来市



発行日 平成 20 年 3 月 22 日

発行者 第 2 次分権型社会システム検討懇話会、朝来市

連絡先 朝来市企画部まちづくり推進課

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213-1

電話 079-672-6137 FAX 079-672-4041